

防衛大人権侵害裁判を支援する会 支援する会ニュース 第11号 2018.07.13

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

第14回口頭弁論（証人尋問・被告）

6月14日（木）午後1時30分 本館301号法廷

第14回口頭弁論は6月14日（木）13時30分より地裁301号大法廷で開かれました。傍聴者は法廷一杯の約90人の参加でした。

裁判では被告個人に対する証人尋問が行われました。今回は暴行を主導した先輩被告Iに対するものでした。姿勢正しくはっきりと答える被告に、いかにも丹念に準備してきた模様が伺え、原告が感じている悔しさが本当に伝わっているのだろうか、と怒りを覚えました。国側の弁護士からの尋問では、国は関知していない、被告I個人のしたことだと確認する言葉が繰り返され、国からも切り捨てられる仕組みが見えました。

■ 報告会

裁判終了後、割烹「みくに」で行われました。

進行は支援する会の末永節子さんでした。進行協議のため遅れて会場入りする弁護士の先生方を待ちながら、参加者の持ち込みのチラシを説明するなど情報交流の時間を持ちました。続いてたんぼぼの会や、参加者から感想を聞きました。

あまりにひどい事件内容に衝撃を受けたという感想でした。原告のお母さんからも

「明らかに嘘をついている」と被告I尋問への怒りの訴えが有りました。弁護団から尋問の評価、今後の日程が報告されました。10月25日には教官の尋問が予定されています。傍聴で支援を続けましょう。

尚、当日カンパ金は26,172円でした。ありがとうございました。



○第15回裁判（口頭弁論） 9月中に入る予定（報告会行います）

○国・教官の尋問はじまる！ *日時-10月25日（木）午前10時00分～（午前・午後）

■ 弁護団からの報告会

弁護団／佐藤博文弁護士

*人間としての羞恥心やプライドをずたずたにする防衛大の暴力の象徴



傍聴と支援体制ありがとうございます。裁判のあと進行協議をやって、今後の方向について議論をしました。このことはあとから赤松弁護士にお話をして頂くとして、私は今日の被告Iの尋問についてお話をしたいと思います。

皆さん尋問を聞いて大体お分かりになったと思いますが、「朝、起こさなかった」ということで

原告Aを立たせてボクシングの利き腕でない左の手でジャブのように顔面を殴ったということです。それから掃除機で陰部を吸引する。これは防衛大で良く知られている制裁です。原告Aの母親が先輩に殴られたことを学校に訴えたら、教官が暴力はやるなよと言った。すると今度は掃除機で吸引するということを行ったのです。言葉にすることもはばかれ、今までの主張の中で、あまり具体的にしていなかったんですが、今日それが明らかになりました。

人間としての羞恥心やプライド、人間の尊厳、セクシャリティーも含めて、如何にずたずたにするか、そういう防衛大の暴力の象徴なことです。しかも軍人として一番肝心の朝起きるということもできないのを人のせいになっている。昔の日本軍でそういうことはあったと聞いたことがありますけれども、まさにそういうことが防衛大のなかで起きていたのです。

*命令に従って任務を遂行出来る兵器に変わっていくわけです

今日皆さん、聞いていてお分かりになりましたように、被告Iは調書の中では曖昧なことを言っていたんですが、「指導」として行っていたと証言しました。頭にきたから感情的にまかせてやってしまったと。そこに深刻さがあると思うんです。これは被告Iが、原告Aが憎いとか、頭にきたということではなくして、軍隊の本質、つまり、プライドとか感情をなくしていく、そうやって命令に従って任務を遂行出来る兵器に変わっていくわけです。そういうものだというのが分かったのではないかと思います。

*基本的には暴行を振るったことや怪我を負わせたことなどを認める

まだ一部否認していたところもあるんですが、基本的には暴行を振るったことや怪我を負わせたことなどを認める、そういう内容の証言になったと思います。ちなみに、20万円供託して慰謝料、損害賠償は支払い済みだという主張についても、1回殴ったというものにすぎず、傷害にいたった部分と、その後掃除機で吸引行動をしたことは20万円の中に入っていないことははっきり認めました。大きな成果のあった尋問だったと思います。今後の進行協議については赤松先生にお話して頂きたいと思います。

弁護団／赤松秀岳弁護士

*個人の被告の尋問は全員について終えることができました

今日も沢山の人来て頂きましてありがとうございました。皆さんの傍聴のおかげで、とりあえず個人の被告の尋問は全員について終えることができました。今日、尋問を担当された佐藤博文先生から被告Iの尋問について、そのあとの進行協議、今後の裁判について私の方からご説明をした

facebook

「情報を共有」フェイスブックにアップ！
「防衛大人権侵害裁判を支援する会」で検索

いと思います。

* 個人被告についてそろそろ判決をしたいという考えが裁判所のなかに

今まで国と、それから個人の被告と一緒に審理しておりました。

実は昨年、1年前ぐらいに、個人の被告については、もう分離をして早く判決にしてほしいと、被告の弁護士から要望がありました。その時点で、個人の被告の加害行為は単純な不法行為の問題なんだ。個人の被告の弁護士さんたちはこれはもう複雑な問題ではないんだから、切り離して判決をすべきだ。個人の被告の証人調べは必要ないんだという風な意見が大勢をしめていました。それに対して、我々弁護団としては、そうではないんだと、これは国の責任と絡む問題だから、個人の被告の話の聞かないで、ここで分離して判決なんてとんでもないんだということを主張致しました。なかなかこのあたりは、この裁判の一番苦しかったところなんです。しかし、裁判長が交代したこともありまして、結局、弁護団の意見が受け入れられまして、そして、個人の被告の証人尋問をなんとか行ってきました。ただ、こうなりますと裁判所としては個人の被告についても一通り証人尋問が終わったんだから、なんとか分離をして、個人被告についてそろそろ判決をしたい、という考えが裁判所のなかに出てきております。今日の進行協議はそのことが一つの重要な経過でした。

* 我々のスタンスは引き続き併合を維持して行きたい

我々の方としては、引き続き個人について主張すること、個人について提出していく証拠は、国についても関連することなので、我々のスタンスは引き続き併合を維持して行きたいということです。裁判所の方としては、今すぐ分離というのは

考えないけれども、個人の証人調べが終わったので、今後は被告について判決の方向を考えて行きたいというのが裁判所の考えであります。今日も弁護団で協議致しまして、裁判所がそういう考えである以上、もしかしたらそういう考えを変更させるのは難しいかもしれない。ただ、その前でも個人の被告についての主張、あるいは証拠は国にも関連するんで我々がもう少し、個人の被告、国の被告について主張をし、証拠を提出する十分な時間を頂きたい。タイミングの問題でもあり、分離するにしてもタイミングの問題を是非検討してほしいと述べました。これは2次的な意見としてです。



* 国の教官の尋問の準備を進めていきたい

それで一応今後のスケジュールとして、8月7日に次回の進行協議が行われます。そして、この進行協議で今後の日程が決められます。仮に、個人被告を分離するにしても、9月にもう1回裁判を入れて、そこで決めて行くこととなります。

それとは別の話と致しまして、国の教官の尋問の準備を進めていきたいと思っております。これにつきましては、とりあえず仮り押さえなんですけれども10月25日（木）に裁判を入れて教官の証人尋問を始めていこうということです。これは個人の被告を分離からするかどうかとは別の問題として、いよいよ本丸の国については証人尋問の10月25日となります。もちろんこの1日で終わるとは思っていません。今後ともご支援のほどよろしく願います。

(※弁護団報告の見出しは事務局で付けました。)

◆ 財政支援カンパ

* 郵便振替 一口1,000円(何口でも可)
名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会
口座/01750-5-145369

* 労働金庫

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会
事務局長 前海満広
口座/九州労働金庫福岡県庁前支店
6725504

この間の裁判経過

| | | | |
|------|------|----------------|----------|
| 第1回 | 審理 | 2016年5月23日(月) | 地裁303号法廷 |
| 第2回 | 個人・国 | 2016年7月11日(月) | 地裁303号法廷 |
| 第3回 | 個人・国 | 2016年10月4日(火) | 地裁303号法廷 |
| 第4回 | 個人・国 | 2016年12月6日(火) | 地裁303号法廷 |
| 第5回 | 個人・国 | 2017年3月6日(月) | 地裁301号法廷 |
| 第6回 | 個人・国 | 2017年6月19日(月) | 地裁301号法廷 |
| 第7回 | 個人 | 2017年9月4日(月) | 地裁301号法廷 |
| 第8回 | 個人・国 | 2017年10月16日(月) | 地裁301号法廷 |
| 第9回 | 個人・国 | 2017年12月11日(月) | 地裁301号法廷 |
| 第10回 | 証人尋問 | 2018年2月20日(火) | 地裁新館1号 |
| 第11回 | 証人尋問 | 2018年4月25日(火) | 本館108号 |
| 第12回 | 証人尋問 | 2018年4月26日(水) | 地裁新館1号 |
| 第13回 | 証人尋問 | 2018年5月28日(月) | 地裁301号法廷 |
| 第14回 | 証人尋問 | 2018年6月14日(木) | 地裁301号法廷 |

裁判所庁舎移転のお知らせ

福岡高裁、福岡地裁等、六本松に移転します。8月20日(月)午前8時30分から業務開始。
【新庁舎の住所】福岡市中央区六本松4丁目2番4号**【郵便番号】**(変更なし)

【公共交通機関】

○ 地下鉄

博多駅から六本松駅約30分(六本松駅①番出口から徒歩約3分)
 ※天神駅から天神南駅は乗り換え(徒歩約10分)
 ※天神南駅から六本松駅(約8分)

○ バス

博多駅から六本松バス停約25分
 (六本松バス停から徒歩約3分)

